



栃木県公報

平成25年
2月19日(火)
号外
第6号

目次

条 例

○栃木県議会の会期に関する条例の制定	2
○栃木県議会委員会条例の一部改正	3
○栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正	4
○政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部改正	6
○栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正	7

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会の会期に関する条例の制定（栃木県条例第1号）

- 1 議会の会期を4月1日から翌年3月31日までとするため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 栃木県議会定例会の回数を定める条例は、廃止することとしました。
 - (3) 栃木県議会委員会条例について、所要の規定の整備をすることとしました。
 - (4) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会委員会条例の一部改正（栃木県条例第2号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第4条及び第5条関係）
- 2 この条例は、平成25年3月1日から施行することとしました。

◇栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（栃木県条例第3号）

議会における会派に対し政務活動費を交付するため、次のとおり改正することとしました。

- 1 題名を栃木県政務活動費の交付に関する条例に改めることとしました。（題名関係）
- 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとしました。（第8条及び別表関係）
- 3 議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとする事としました。（第12条の3関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年3月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部改正（栃木県条例第4号）

議会に関する情報公開の一層の推進を図るため、次のとおり改正することとしました。

- 1 政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例関係

何人も、議長に対し、資産等報告書等の閲覧を請求することができることとしました。（第5条関係）
- 2 栃木県議会情報公開条例関係
 - (1) 何人も、議長に対し、公文書の開示を請求することができることとしました。（第5条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 栃木県政務活動費の交付に関する条例関係

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができることとしました。（第12条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第5号）

- 1 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について、引き続き平成26年3月31日まで、その100分の5に相当する額を減額することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県議会の会期に関する条例をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第一号

栃木県議会の会期に関する条例

(会期)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百二条の二第一項の規定に基づき、議会の会期は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(定例日)

第二条 法第百二条の二第六項に規定する定例日は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(栃木県議定例会の回数を定める条例の廃止)

2 栃木県議定例会の回数を定める条例（昭和三十二年栃木県条例第二十四号）は、廃止する。

(栃木県議会委員会条例の一部改正)

3 栃木県議会委員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「招集される定例会の閉会の日」を「開始する議会の会期における最後の定例日」に、「招集される定例会に」を「開始する議会の会期に」に、「当該定例会の閉会の日」を「当該議会の会期における最後の定例日」に改める。

第五条第一項ただし書、第三項ただし書及び第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条第一項ただし書及び第二項を削る。

(栃木県議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の栃木県議会委員会条例の規定により選任されている常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、同項の規定による改正後の栃木県議会委員会条例（以下「新委員会条例」という。）の規定による常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、新委員会条例第三条第一項（新委員会条例第三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日以後最初に開始する議会の会期における最後の定例日の前日までとする。

別表(第2条関係)

平成25年5月28日
平成25年5月30日
平成25年6月3日
平成25年6月4日
平成25年6月18日
平成25年9月17日
平成25年9月19日
平成25年9月24日
平成25年9月25日
平成25年10月16日
平成25年11月26日
平成25年11月28日
平成25年12月2日
平成25年12月3日
平成25年12月18日
平成26年2月20日
平成26年2月24日
平成26年2月26日
平成26年2月27日
平成26年3月11日
平成26年3月25日

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例(昭和三十七年栃木県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条第四項を次のように改める。

4 第三条(常任委員の任期)第二項の規定は、第三項の規定により委員会の所属を変更した常任委員の任期について準用する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三号

栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条（見出しを含む。）並びに第三条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第四条第一項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第七条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項本文中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項ただし書中「その月」を「その月」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第四項及び第五項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「その月」を「その月」に改める。

第八条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第八条 政務活動費は、会派（その所属議員を含む。別表において同じ。）による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

第九条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（政務活動費の使途の透明性の確保等）

第十二条の三 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする。

第十三条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派による県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	1 会派による研修会、講演会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等） 2 他の団体等が開催する研修会、講演会等（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
広 聴 広 報 費	会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）
要請陳情等活動費	会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	1 会派による各種会議、住民相談会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等） 2 他の団体等が開催する各種会議（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、委託費、原稿料等）
資 料 購 入 費	会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
事 務 費	会派による活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）
人 件 費	会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

註 記

(掘込罫口)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の栃木県政務調査費の交付に関する条例第四条第一項及び第二項の規定によりされている提出は、施行日以後に交付する政務活動費に関する規定の適用については、それぞれ新条例第四条第一項及び第二項の規定によりされた提出とみなす。

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四号

政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例

(政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための栃木県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「県内に住所を有する者は」を「何人も」に改める。

(栃木県議会情報公開条例の一部改正)

第二条 栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示

目次中 第一節 公文書の開示（第五条―第十七条）を

第二節 公文書の任意的な開示（第十八条）」

「第二章 公文書の開示（第五条―第十八条）」に改める。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示」を「第二章 公文書の開示」に改める。

第二章第一節の節名を削り、第五条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条第六号ホ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第二章第二節の節名を削り、第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「次に掲げる者は」を「何人も」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた第二条の規定による改正前の栃木県議会情報公開条例第十八条第一項の規定による開示の申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月十九日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年栃木県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局)